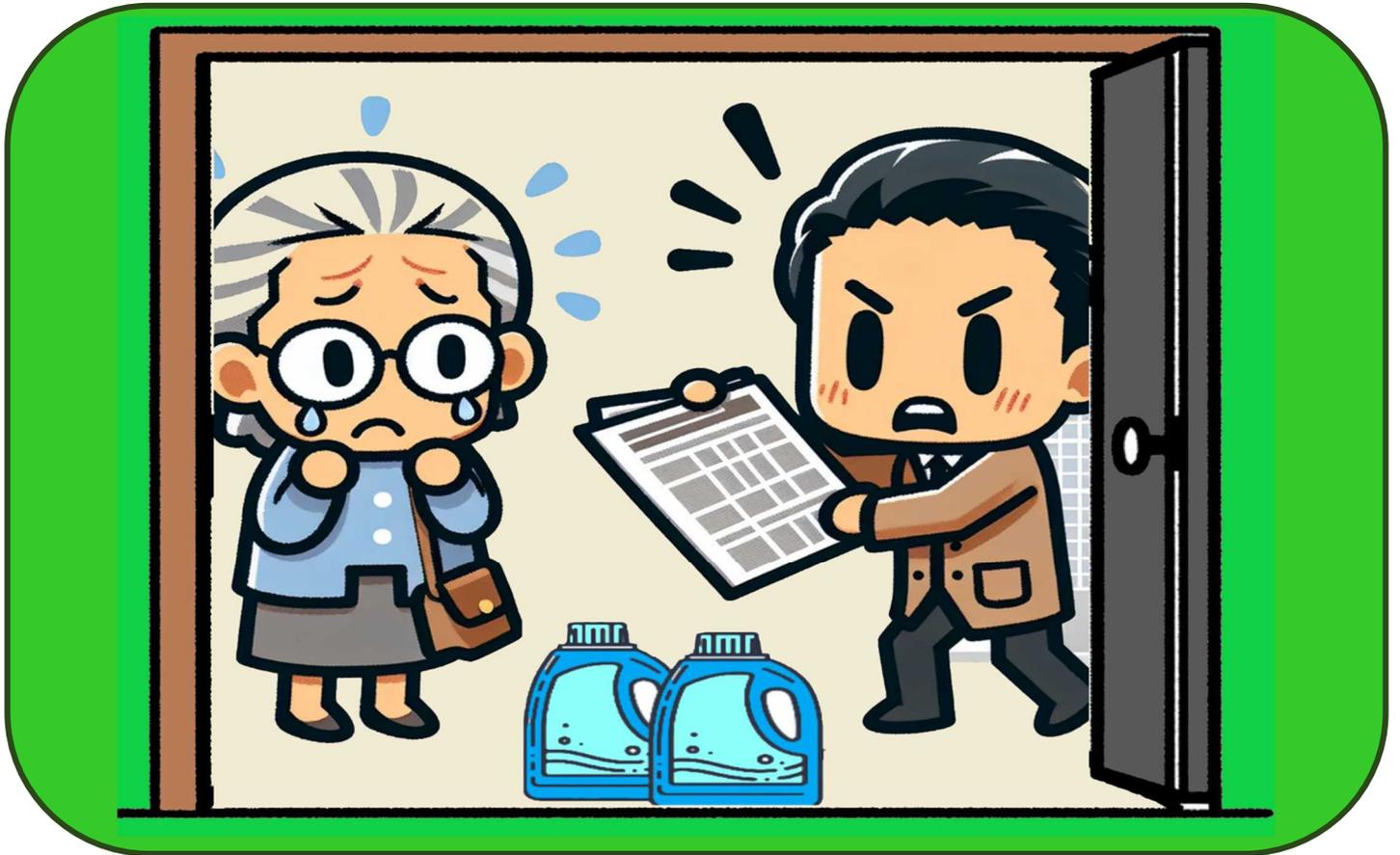




しつこい新聞勧誘を断れず契約した



「新聞勧誘を断れず契約したが、解約したい」という相談です。

- ① 8日間はクーリング・オフできます。
- ② 不適切な勧誘で契約した場合、解約できることがあります。

ドアを開ける前に相手を確認し、購読の意思がなければ断りましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

【相談件数が急増した商品役務】

●光ファイバー（9月8件→10月20件）

相談

契約中の携帯業者を名乗り、料金が安くなると勧誘電話がきて、手続きをお願いした。契約中とは別業者の光回線の契約書と、契約中の光回線を解約する案内が郵送されて来た。別業者と契約する気はないが、どうしたらよいか。

助言

電気通信事業法では、電話勧誘で契約するときは、

- ① 事前に書面を交付する義務があり
- ② 契約書面を受け取ってから8日間は初期契約解除ができる、と決められています。

契約書の初期契約解除の項目を確認し、記載に従って事業者に通知しましょう。

トラブルが解決しない場合、札幌市消費者センター（TEL728-2121）へご相談ください。



しつこい訪問販売に困っていませんか？

訪問販売お断りステッカーを掲示することで、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、このステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。配布をご希望される場合は、札幌市消費生活課(211-2245)までご連絡ください。